

鹿児島大学教育学部附属教育実践総合センター規則(抜粋)

平成19年5月15日制定

(研究員)

第11条 センターに、センターを利用して研究する研究員を置くことができる。

2 研究員は、運営委員会及び教授会の審議を経て、学部長が承認する。

3 研究員の任期は1年とする。ただし、運営委員会及び教授会が必要と認めるときは、任期を変更することができる。

(研究協力員)

第12条 センターに、教育実践に関する研究を推進するため、必要に応じ研究協力員を置くことができる。

2 研究協力員は、運営委員会及び教授会の審議を経て、学部長が承認する。

3 研究協力員の任期は1年とする。ただし、運営委員会及び教授会が必要と認めるときは、任期を変更することができる。

鹿児島大学教育学部附属教育実践総合センター研究員の運用に関する申し合わせ

平成17年4月24日
センター運営委員会承認

(趣旨)

1. この申し合わせは、鹿児島大学教育学部附属教育実践総合センター（以下「センター」という。）規則第11条及び第12条の規定に基づき、研究員及び研究協力員に関する必要な事項を定める。

(資格)

2. 研究員として受入れることのできる者は、本学の専任教員（附属学校教諭を含む）とする。

(研究協力員)

3. 研究員が必要と認める場合には、研究協力員を置くことができる。
研究協力員は、研究員に協力して研究を行う者で、原則として勤務先所属長の承認を得た者とし、センター運営委員会及び教授会の議を経て学部長が委嘱する。
研究協力員の研究期間は研究員の期間の範囲内とする。

(手続)

4. 研究員又は研究協力員として研究を希望する者は、別紙様式第1号により、学部長に申請するものとする。

(研究の報告)

5. 研究員は研究期間終了後、研究報告書を提出するものとする。
報告書の様式は適宜とする。

附 則

この申し合わせは、平成17年 4月24日から適用する。